

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岩 沼 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 岩沼市地域(志賀地区以外)

(1) 現況

本地区は、比較的温暖で積雪が少ないという好条件に恵まれていることから、水稲及び大豆を基幹作物としている。ほ場整備事業が完了した田において、担い手への農地利用集積を進めている。農家と地域住民が一体となり、農業用施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 志賀地区(旧千貫村)

(1) 現況

本地区は、比較的温暖で積雪が少ないという好条件に恵まれていることから水稲及び大豆を基幹作物としている。農地が傾斜地に多いことから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことや農業者の高齢化、担い手の減少が懸念されるため、これを補正するような取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)を地理的条件応じて推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	岩沼市地域 (志賀地区以外)	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	志賀地区 (旧千貫村)	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり市長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

指定棚田地域に指定された、旧千貫村

イ 対象農用地

棚田地域振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの

ア 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。）

イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市長が特に必要と認めるもの

2 集落協定の共通事項

特になし

3 個別協定の対象者

認定農業者、これに準ずる者として市長が認定したものとする。

4 その他必要な事項

特になし